

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

12月14日
富山地裁

第18回 口頭弁論

多くの皆さんの傍聴をお願いします

「生活保護基準の引き下げは憲法 25 条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に 2015 年に訴訟を開始してから、18 回目の口頭弁論を迎えます。

今回の弁論では、前回に引き続き、首都大学東京の木村草太教授が憲法解釈学の観点から執筆された意見書に基づいて、原告側が主張・立証を行います。また次々回の弁論以降は、物価指数の研究者が作成された「デフレ調整」の論点を補強する意見書に基づき、さらなる主張・

立証を行っていく予定です。

現在、29 都道府県において同種の訴訟が取り組まれており、「最低・最悪」と評される 6 月の名古屋地裁判決以降も、これに屈せず全国で旺盛な闘いが繰り広げられています。

コロナ禍によって、さらなる生活苦に見舞われている現在、「いのちのとりで」である生活保護制度の改善に向けて、1 人でも多くの方がこの裁判の取り組みに参加されますようお願い申し上げます。

第18回口頭弁論

12月14日（月）13時30分～14時00分頃

富山地裁・第一号法廷

報告集会・記者会見

同日 14時15分頃～（口頭弁論終了後）

県弁護士会館・3階会議室（富山地裁から徒歩3分）

・感染防止対策の観点から傍聴人数が制限されています。これまでの人数程度であれば傍聴参加は問題なく可能と思われませんが、傍聴希望の方は必ず事前のご連絡をお願いします。

（TEL：076-442-8000 メール：tym_sugita@doc-net.or.jp）

・参加にあたってはマスク着用、事前の検温などのご対応をお願いします。

